

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 1 6 条の 3 第 4 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】 未設定</p> <p>※ どのような場合にいかなる措置命令を行うかについては、事故の状況により個別具体的に判断しなければならないため、処分基準を設定する事が困難である。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 2 2